

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が土曜日のときは、その翌日)

目 次

- ◇規 則 広域連合の長に対する事務の委任に関する規則（職員課）
市町村長に対する事務の委任に関する規則等の一部を改正する規則（シ）

公布された規則のあらまし

◇広域連合の長に対する事務の委任に関する規則

- 一 趣旨（第一条関係）
この規則は、知事の権限に属する事務を広域連合の長に委任することに関し必要な事項を定めるものとした。
- 二 事務の委任（第二条、別表関係）
知事は、次の事務を、鳥取中部ふるさと広域連合の長に委任することとした。
（一） 火薬類取締法に基づく火薬類の譲渡又は譲受の許可等
（二） 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス設備工事の届出の受理
- 三 雑則（第三条関係）
この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要事項は、知事が別に定めるものとした。

四 施行期日等

- 1 この規則は、平成十年四月一日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。
- 3 鳥取県事務処理権限規則について所要の規定の整備を行うこととした。

◇市町村長に対する事務の委任に関する規則等の一部を改正する規則

- 一 市町村長に対する事務の委任に関する規則の一部改正（第一条関係）
次のとおり、知事の権限に属する事務を市町村長に委任することとした。

事 務	委 任 先
(一) 水道法に基づく事務のうち専用水道及び簡易専用水道に係るもの	各市町村長
(二) 墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等	
(三) 化製場等に関する法律に基づく死亡獣畜の解体等の許可	
(四) 狂犬病予防法に基づく犬の登録等	
(五) 商工会法に基づく事務のうち商工会に係るもの	米子市長及び各町村長
(六) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づく事務のうち小売業に係るもの	各市町村長
(七) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく有害鳥獣の駆除を目的とする鳥獣の捕獲の許可等	
(八) 屋外広告物法に基づく違反広告物の除却等	
(九) 鳥取県屋外広告物条例に基づく広告物の表示の許可等	
(十) 土地区画整理法に基づく土地の形質の変更の許可等	
(十一) 都市計画法に基づく事務 ア 土地の試掘等の許可等 イ 開発行為の許可等	アは、各市町村長 イは、鳥取市長及び米子市長

- (三) 租税特別措置法に基づく事務
 - ア 優良住宅の認定
 - イ 優良宅地の認定

鳥取市長、
米子市長及
び境港市長
(境港市長
は、アのみ)

二 災害救助法施行細則の一部改正(第二条関係)

災害救助法の規定により知事の権限に属する救助の実施に関する職権のうち、次のものを市町村長に委任することとした。

- (一) 収容施設(応急仮設住宅を除く。)の供与
 - (二) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - (三) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - (四) 災害にかかった者の救出
 - (五) 災害にかかった住宅の応急修理
 - (六) 学用品の給与
 - (七) 埋葬
 - (八) 死体の捜索
 - (九) 死体の処理
 - (十) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- 三 鳥取県公害防止条例施行規則の一部改正(第三条関係)
- 鳥取県公害防止条例に規定する知事の権限に属する事務のうち、次のものを市町村長に委任することとした。
- (一) 拡声機による放送の停止又は拡声機の使用の方法の改善等の勧告及び命令
 - (二) 屋外燃焼行為の停止又は燃焼方法の改善等の勧告及び命令
- 四 その他
- 所要の規定の整備を行うこととした。
- 五 施行期日等
- 1 この規則は、平成十年四月一日から施行することとした。

規 則

- 2 所要の経過措置を講ずることとした。
- 3 鳥取県事務処理権限規則及び狂犬病予防法施行細則について所要の規定の整備を行うこととした。

広域連合の長に対する事務の委任に関する規則をここに公布する。

平成十年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第一号

広域連合の長に対する事務の委任に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の二第二項に基づき知事の権限に属する事務を広域連合の長に委任することに関して必要な事項を定めるものとする。

(事務の委任)

第二条 知事は、別表の上欄に掲げる事務を、それぞれ同表の下欄に掲げる広域連合の長に委任する。ただし、当該事務に係る事実が当該広域連合の区域以外にもわたる場合は、この限りでない。

(雑則)

第三条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前になされている申請等に係る許可等の処分その他の行為については、なお従前の例による。

3 施行日前に知事又はその委任を受けた者がした許可等の処分その他の行為は、施行日以後、この規則に基づき権限を委任される広域連合の長のした許可等の処分その他の行為とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者がする許可等の処分その他の行為についても、同様とする。

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

4 鳥取県事務処理権限規則(平成八年四月鳥取県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二消防防災課の項第十四号中「事務」の次に「(広域連合の長に委任したものを除く。)」を加え、29の次に次のように加える。

29の2	同法第38条の3の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
------	--------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

別表第二消防防災課の項第十七号中「事務」の次に「(広域連合の長に委任したものを除く。)」を加え、同号7中「以下消防防災課の項の十七及び十八」を「十七及び十九」に、「以下十七及び十八」を「十一の(一)並びに十九の1の(一)及び3の(一)」に改め、同号15の次に次のように加える。

15の2	同法第30条第3項の規定による火薬類取扱保安責任者の選任及び解任の届出の受理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
------	--	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

別表第二消防防災課の項第十七号19の次に次のように加える。

19の2	同法第33条第2項の規定による火薬類取扱保安責任者の代理者の選任及び解任の届出の受理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
------	--	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

別表第二消防防災課の項第十七号22中「十八の1の(一)」を「十九の1の(一)」に改め、同項第十八号中「事務」の次に「(広域連合の長に委任したものを除く。)」を加え、同項第十九号中「事務」の次に「(広域連合の長に委任したものを除く。)」を加え、2を3とし、1の次に次のように加える。

2	同法第39条の規定による口許可証の受理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
---	---------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

別表第二消防防災課の項第十九号に次のように加える。

4	同法第48条第4項の規定による許可申請書の記載事項の変更の届出の受理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	同法第56条の6の規定による消費者からの報告の受理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

別表(第二条関係)

一 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)に基づく知事の権限に属する事務(煙火に係るものに限る。二及び三において同じ。)のうち次に掲げるもの

- (一) 第十七条第一項の規定による火薬類の譲渡又は譲受の許可
- (二) 第十七条第三項の規定による火薬類の譲渡又は譲受の許可の取消
- (三) 第十七条第四項の規定による火薬類の譲渡許可証又は譲受許可証の交付
- (四) 第十七条第六項の規定による許可証の有効期間の認定
- (五) 第十七条第七項の規定による許可証の記載事項の変更の届出の受理及びその書換え
- (六) 第十七条第八項の規定による許可証の再交付
- (七) 第二十五条第一項の規定による火薬類の消費の許可
- (八) 第二十五条第三項の規定による火薬類の消費の許可の取消
- (九) 第三十条第三項の規定による消費者からの火薬類取扱保安責任者及び火薬類取扱副保安責任者の選任及び解任の届出の受理
- (十) 第三十三条第二項の規定による消費者からの火薬類取扱保安責任者の代理者の選任及び解任の届出の受理
- (十一) 第三十四条第二項の規定による消費者に対する火薬類取扱保安責任者等の解任の命令
- (十二) 第四十三条第一項の規定による消費場所への立入検査、関係者への質問及び火薬類の収去

鳥取中部
ふるさと
広域連合

<p>(三) 第四十六条第二項の規定による災害発生時における消費者からの報告の徴収</p> <p>(四) 第四十七条の規定による火薬類による爆発等の発生時における消費者に対する現状の変更の指示</p> <p>(五) 第五十二条第一項の規定による公安委員会の意見の聴取</p> <p>(六) 第五十二条第二項の規定による公安委員会への通報</p>	<p>二 火薬類取締法施行令(昭和二十五年政令第三百二十三号)第七条の規定により知事の権限に属するものとされた火薬類取締法に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第四十二条の規定による消費者に対する報告の請求</p> <p>(二) 第四十五条の規定による消費者に対する必要な措置の実施</p>	<p>三 火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第三十九条の規定による旧許可証の受理</p> <p>(二) 第四十条の規定による返納された許可証の受理及び当該許可証に継続する許可証の交付</p> <p>(三) 第四十八条第四項の規定による許可申請書又は火薬類消費計画書の記載事項の変更の届出の受理</p> <p>(四) 第五十六条の六の規定による消費者からの報告の受理</p>	<p>四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)第三十八条の三の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理</p>	<p>鳥取中部ふるさと広域連合</p> <p>鳥取中部ふるさと広域連合</p> <p>鳥取中部ふるさと広域連合</p> <p>鳥取中部ふるさと広域連合</p>
--	--	---	--	---

市町村長に対する事務の委任に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二号

(市町村長に対する事務の委任に関する規則等の一部を改正する規則)

第一条 市町村長に対する事務の委任に関する規則(昭和五十六年六月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表中第六号を第二十一号とし、同表第五号(六)中「第十九条第一項」を「第十九条」に改め、同号(七)を削り、同号を同表第十七号とし、同号の次に次の三号を加える。

<p>十八 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第二十六条第一項の規定による他人の土地の試掘等の許可</p> <p>(二) 第五十二条の二第一項(第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定による土地の形質の変更等の許可</p> <p>(三) 第五十二条の二第二項(第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。)、第五十三条第二項及び第六十五条第三項において準用する第四十二条第二項の規定による国の機関との協議</p> <p>(四) 第五十三条第一項の規定による建築物の建築の許可</p> <p>(五) 第六十五条第一項の規定による土地の形質の変更等の許可</p> <p>(六) 第六十五条第二項の規定による施行者の意見の聴取</p> <p>(七) 第八十条第一項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに必要な勧告及び助言(この号に規定する許可に係るものに限る。以下この号において同じ。)</p> <p>(八) 第八十一条第一項の規定による許可の取消し等並びに行為の停止の命令及び必要な措置をとることの命令</p> <p>(九) 第八十一条第二項の規定による必要な措置の実施等</p> <p>(十) 第八十一条第三項の規定による公示</p> <p>(十一) 第八十二条第一項の規定による立入検査</p>	<p>十九 都市計画法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第二十九条の規定による市街化区域内における開発行為の許可</p> <p>(二) 第三十五条第二項の規定による開発行為の許可又は不許可の通知</p> <p>(三) 第三十五条の二第一項の規定による変更の許可</p> <p>(四) 第三十五条の二第三項に規定する軽微な変更の届出の受理</p> <p>(五) 第三十六条第一項に規定する開発行為に関する工事の完了の届出の受理</p> <p>(六) 第三十六条第二項の規定による開発行為に関する工事の検査及び検査済証の交付</p> <p>(七) 第三十六条第三項の規定による公告</p> <p>(八) 第三十七条第一号の規定による仮設建築物及び工作物の建築等の承認</p> <p>(九) 第三十八条に規定する開発行為に関する工事の廃止の届出の受理</p>	<p>長</p> <p>鳥取市長及び米子市長</p>
---	--	----------------------------

(十) 第四十五条の規定による開発許可に基づく地位の承継の承認	
(九) 第四十六条の規定による開発登録簿の調製及び保管	
(八) 第四十七条第五項の規定による開発登録簿の閲覧及び写しの交付 前号(七)から(二)までに掲げる事務(この号に規定する許可等に係るものに限る。)	
二十 都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第六十条の規定による書面の交付(前二号に規定する許可等に係るものに限る。)	各市町村 長

別表中第四号を第十三号とし、同号の次に次の三号を加える。

十四 屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)第七条第二項から第四項までの規定による広告物等の除却	各市町村 長
十五 鳥取県屋外広告物条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一) 第三条第一項の規定による広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の許可 (二) 第四条第一項の規定による広告物の表示場所等及び広告物を掲出する物件の設置場所等の変更の許可 (三) 第七条の四第二項に規定する広告物及び広告物を掲出する物件の除却の届出の受理 (四) 第八条の規定による広告物及び広告物を掲出する物件の除却等の命令 (五) 第九条の規定による告示 (六) 第九条の二の規定による許可の取消し (七) 第九条の三第一項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに立入検査	各市町村 長
十六 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一) 第七十六条第一項の規定による土地の形質の変更及び工作物の新築等並びに物件の設置等の許可 (二) 第七十六条第二項の規定による施行者の意見の聴取 (三) 第七十六条第四項の規定による土地の原状回復並びに工作物及び物件の移転及び除却の命令 (四) 第七十六条第五項の規定による原状回復等の措置の実施及びその旨の公告	各市町村 長

別表中第三号を第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

十一 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち小売業に係るもの	各市町村 長
十二 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一) 第十二条第一項の規定による鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取の許可(有害鳥獣の駆除を目的とするものであつて鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第二十九条第一項第一号又は第三号に掲げる場合(クマの場合を除く。)に限る。) (二) 及び(三)において同じ。 (三) 第十二条第二項の規定による許可証及び従事者証の交付 (四) 第十三条の規定による鳥獣飼養許可証の交付 (五) 第十三条ノ二ただし書の規定によるヤマドリの販売の許可 (六) 第十九条ノ二第一項の規定による立入検査(この号に規定する許可に係るものに限る。) (六) 第二十条ノ三の規定による必要な報告の徴収	各市町村 長
十三 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一) 第三十条第二項に規定する鳥獣を譲り受けた旨の届出の受理(前号に規定する許可に係るものに限る。以下この号において同じ。) (二) 第三十条第四項の規定による鳥獣飼養許可証の有効期間の更新 (三) 第三十一条の規定する住所及び氏名の変更の届出の受理 (四) 第三十二条の規定する鳥獣捕獲許可証等の亡失の届出の受理 (五) 第三十三条第一項及び第三項の規定による鳥獣捕獲許可証等の再交付 (六) 第三十四条第一項及び第二項の規定による鳥獣捕獲許可証等の返納の受理 (七) 第三十四条第五項に規定する報告の受理	各市町村 長

別表中第二号の次に次の六号を加える。

三 水道法(昭和三十三年法律第百七十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち専用水道及び簡易専用水道に係るもの	各市町村 長
四 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一) 第十条第一項の規定による墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可 (二) 第十条第二項の規定による墓地の区域等の変更及び墓地等の廃止	各市町村 長

<p>(三) 第十八条第一項の規定による立入検査及び報告の請求 (四) 第十九条の規定による墓地等の施設の整備改善並びに使用の制限及び禁止の命令並びに経営等の許可の取消し</p>	<p>五 化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第四百十号)第二条第二項ただし書の規定による死亡獣畜の解体、埋却及び焼却の許可</p>	<p>六 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一) 第四条第二項の規定による犬の登録及び鑑札の交付 (二) 第五条第二項の規定による注射済票の交付</p>	<p>七 狂犬病予防法施行令(昭和二十八年政令第二百三十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一) 第一条の規定による鑑札の再交付 (二) 第二条の規定による犬の登録の消除 (三) 第二条の二第一項の規定による犬の登録の変更 (四) 第二条の二第二項の規定による鑑札の交付及び犬の新所在地の通知 (五) 第二条の二第三項の規定による犬の原簿の送付 (六) 第三条の規定による注射済票の再交付</p>	<p>八 商工会法第六十一条第一項の規定による通商産業大臣の権限の委任に関する政令(昭和三十五年政令第四百十九号)の規定により知事の権限に属するものとされた商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)に基づく事務のうち商工会に係るもの</p>	<p>別表に次の二号を加える。</p> <p>二十二 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第二十八条の四第三項第六号、第三十一条の二第二項第十一号二、第六十二条の三第四項第十一号二及び第六十三条第三項第六号の規定による優良住宅の認定</p> <p>二十三 租税特別措置法第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十号ハ、第六十二条の三第四項第十号ハ及び第六十三条第三項第五号イの規定による優良宅地の認定</p>	<p>鳥取市長 米子市長 及び境港 及び市長</p> <p>鳥取市長 及び米子 市長</p>
---	---	---	--	--	--	--

(災害救助法施行細則の一部改正)
第二条 災害救助法施行細則(昭和三十五年三月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。
(職権の委任)
第十七条 次に掲げる救助の実施に関する職権は、法第三十条の規定に基づき市町村長に委任する。

- 一 収容施設(応急仮設住宅を除く。)の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 災害にかかった者の救出
- 五 災害にかかった住宅の応急修理
- 六 学用品の給与
- 七 埋葬
- 八 死体の搜索
- 九 死体の処理
- 十 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 市町村長は、前項の規定により委任された救助を実施したときは、直ちにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、同項各号に掲げる救助の全部又は一部を実施するものとする。

第三条 鳥取県公害防止条例施行規則(昭和四十七年三月鳥取県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二号中「又は第五十八条第一項」を「第五十八条第一項、第五十八条の三第一項又は第五十八条の五第一項」に改め、同条第三号中「又は第五十八条第二項」を「第五十八条第二項、第五十八条の三第二項又は第五十八条の五第二項」に改める。

附 則

別表第一「掘土工画題」の頁第一号中「属する事務」の次に「(市町村長に委任したものを除く。)」を加え、17の次に次のように加える。

17の2 同法第35条の2第1項の規定による開発行為の変更の許可 (一) 16の(一)、(二)又は(三)の(2)の口の許可に係るもの (二) 16の(三)の(1)又は(2)のイの許可に係るもの (三) 16の(三)の(2)のハの許可に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	土木事務 所長
17の3 同法第35条の2第3項の規定による開発行為の軽微な変更の届出の受理 (一) 16の(一)、(二)又は(三)の(2)のロ若しくはハの許可に係るもの (二) 16の(三)の(1)又は(2)のイの許可に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	土木事務 所長
17の4 同法第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了の届出の受理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	土木事務 所長

別表第一「掘土工画題」の頁第一号中「検査」の次に「及び検査済証の交付」と加え、同号26の次に次のように加える。

20の2 同法第38条(同法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定による開発行為に関する工事の廃止の届出の受理 (一) 16の(一)、(二)若しくは(三)の(2)のロ若しくはハ又は55の(一)若しくは(二)の許可に係るもの (二) 16の(三)の(1)若しくは(2)のイ又は55の(三)の許可に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	土木事務 所長
---	--------------------------	--------------------------	--------------------------	------------

別表第一「掘土工画題」の頁第一号55の次に次のように加える。

25 同法第45条(同法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定による開発許可に基づく地位の承継の承認 (一) 16の(一)、(二)若しくは(三)の(2)のロ若しくはハ又は55の(一)若しくは(二)の許可に係るもの (二) 16の(三)の(1)若しくは(2)のイ又は55の(三)の許可に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	土木事務 所長
--	--------------------------	--------------------------	--------------------------	------------

くはハ又は55の(一)若しくは(二)の許可に係るもの (二) 16の(三)の(1)若しくは(2)のイ又は55の(三)の許可に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	土木事務 所長
---	--------------------------	--------------------------	--------------------------	------------

別表第一「掘土工画題」の頁第一号55の次に次のように加える。

25の2 同法第46条(同法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定による開発登録簿の調製及び保管 (一) 16の(一)、(二)若しくは(三)の(2)のロ若しくはハ又は55の(一)若しくは(二)の許可に係るもの (二) 16の(三)の(1)若しくは(2)のイ又は55の(三)の許可に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	土木事務 所長
25の3 同法第47条第5項(同法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定による開発登録簿の閲覧及び写しの交付 (一) 16の(一)、(二)若しくは(三)の(2)のロ若しくはハ又は55の(一)若しくは(二)の許可に係るもの (二) 16の(三)の(1)若しくは(2)のイ又は55の(三)の許可に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	土木事務 所長

別表第一「掘土工画題」の頁第一号55中「第57条の3」と「第57条の3第1項」に次のように加える。

26の2 同法第52条の2第2項(同法第57条の3第1項において準用する場合を含む。)、同法第53条第2項及び同法第65条第3項において準用する同法第42条第2項の規定による国の機関との協議	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	土木事務 所長
---	--------------------------	--------------------------	--------------------------	------------

別表第一「掘土工画題」の頁第一号55中「除く。」の次に「38から54までにおいて同じ。」を加え、同号58から65までの表段中「(下水道課の所掌事務に係るものを除く。)」を削り、同号66から75までの表段を次のように加える。

